

八千代市森林環境税に係る免除要領

(趣旨)

第1条 この要領は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）

第11条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）第3条から第7条までに規定する森林環境税の免除の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所得の著しい減少者等の免除)

第2条 市長は、法第11条第3号及び令第7条に該当する者について、将来にわたって納付が困難と認められ、かつ次の各号のいずれかに該当する場合は森林環境税を免除することができる。

(1) 同一の住所に居住する者を含めて、生活の状況が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算定した最低生活費以下である者。

(2) 疾病又は負傷のため、引き続き1年を超える入院が必要であることにより就労不能の者。

ただし、定年及び自己の都合による退職による場合は、この限りでない。

(提出書類)

第3条 この要領の規定により森林環境税の免除を受けようとする者は、令第3条第1項の規定により、森林環境税免除申請書（第1号様式）のほか、別表に定める区分に応じ、添付書類を提出しなければならない。ただし、市長が当該書類により確認する方法以外の方法により当該事項を確認できる場合又は一度に複数の税目に係る免除の申請を行う場合で市長が添付書類の併用を認める場合は、この限りでない。

(免除の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により森林環境税の免除を受けた者があることを発見したときは、直ちにその者に係る免除を取り消すものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、森林環境税の免除に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

別表

区分	添付書類
令第5条第1号	・災害により死亡した事実を確認できるもの ・その他免除事由に応じ必要と認める書類
令第5条第2号	・災害により障害者となった事実を確認できるもの ・その他免除事由に応じ必要と認める書類
令第5条第3号及び第4号	・罹災証明書の写し ・損害金額を証明する書類 ・その他免除事由に応じ必要と認める書類
令第6条	・被保護世帯証明書 ・その他免除事由に応じ必要と認める書類
令第7条	・失業等を証する書類 ・納税義務者の所得を証する書類 ・預貯金等金融資産の額を証する書類 ・負傷・疾病などを証する診断書 ・その他免除事由に応じ必要と認める書類

森林環境税免除申請書

年 月 日

（宛先）八千代市長

申請者	住（居）所
	氏 名
	電 話 番 号

下記により，免除を受けたいので，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

1．免除を受けようとする納税義務者及び免除の内容について

住（居）所		氏 名	
所 属 年 度	年 度	通知書番号	

年 税 額	免除を受けようとする税額
円	円

2．免除を受けようとする事由（具体的に記入してください。）